（政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（所得税に係る措置）

第二十条　所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

（資産課税に係る措置）

第二十一条　資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成二十四年度中に必要な法制上の措置を講ずる。

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第六十九号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　清算及び交付（第七十二条の百十四・第七十二条の百十五）」を「第四款　清算及び交付（第七十二条の百十四―第七十二条の百十六）」に、「第五款　使途等（第七十二条の百十六・第七十二条の百十七）」を「第五款　使途等（第七十二条の百十七）」に改める。

第七十二条の八十三中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第七十二条の八十七第一項及び第二項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改め、同条第三項中「第四十二条第六項（」の下に「同条第八項又は」を加え、「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の百四第一項中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第七十二条の百十四第一項中「合算額」の下に「の十七分の十」を加え、「応じてあん分し」を「応じて按分し」に、「あん分した」を「按分した」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県は、前項に規定する合算額の十七分の七に相当する額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

第七十二条の百十五第一項中「当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」を「前条第一項に規定する合算額の十七分の十」に、「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「あん分する」を「按分する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　道府県は、前条第一項に規定する合算額の十七分の七に相当する額に、同条第二項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。

第二章第三節中第七十二条の百十六を第七十二条の百十七とし、第七十二条の百十五の次に次の款名及び一条を加える。

第五款　使途等

（地方消費税の使途）

第七十二条の百十六　道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

2　市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

附則第九条の十五中「第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項」を「第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで」に、「これらの規定」を「第七十二条の百十四第一項」に改め、「第七十二条の百十四第一項中」を削る。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の八十三、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第二項及び第七十二条の百四第一項中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

第七十二条の百十四第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

第七十二条の百十五第一項中「十七分の十」を「二十二分の十」に改め、同条第二項中「十七分の七」を「二十二分の十二」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第三条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十九・五」を「百分の二十二・三」に改める。

第四条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十二・三」を「百分の二十・八」に改める。

第五条　地方交付税法の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十・八」を「百分の十九・五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十九条の規定　公布の日

二　第四条の規定並びに附則第十六条、第二十二条及び第二十三条の規定　平成二十七年四月一日

三　第二条の規定及び附則第八条から第十三条までの規定　平成二十七年十月一日

四　第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定　平成二十八年四月一日